



ヒ ノキ香るつくばみらいの湯 きらくやまの入浴施設がリニューアル

きらくやま「すこやか福祉館」内にある入浴施設が6月30日に装い新たに生まれ変わり再開しました。初日には、綺麗になった浴場を楽しみにしていた常連の利用者の皆さんが開館前から並んでいました。改装後の内装にはヒノキを使っており、その香りと心地よいお湯に身も心も癒されます。浴室内にはサウナも併設しているので、気持ちよく汗をかくことができます。ぜひ、一度お越しになってみてください。



アイデンティ、開幕戦で躍動 関東サッカーリーグ、3カ月遅れの開幕

新型コロナの影響で前期日程を中止としていた関東サッカーリーグが開幕しました。7月12日には、市内小張に本拠地を置くサッカークラブ「アイデンティみらい」の試合が行われ、アイデンティはホームに tonan 前橋を迎えた初戦を2-2で引き分けました。この日は、フィジカルを全面に押し出したプレースタイルの相手に2度のビハインドを背負うも、試合終了間際に追いつき価値あるドロー。粘り強く戦い、勝ち点1を獲得しました。

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金が支給されます

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

▼支給対象者Ⅱ戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件

を満たしているかどうかにより順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▼支給内容Ⅱ額面25万円(年5万円)、5年償還の記名国債

▼請求期間Ⅱ令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

▼請求窓口Ⅱ伊奈庁舎1階特設窓口 社会福祉課